

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金申請要領

【申請受付期間】

令和5年8月17日（木）～令和5年9月22日（金）

- ※ WEB申請又は郵送により申請してください。（持参不可）
- ※ 本応援金の申請は、**1施設につき1回限り**です。
- ※ 1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。
- ※ 提出された申請書に不備等がある場合は、早急な修正をお願いします。

【お問合せ先】

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金コールセンター
TEL：089—948—9477
午前9時～午後5時（土日祝日除く）

【提出先】

<WEB申請の場合>

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

- ①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設食材費高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック
- ②WEB申請ページ URL を入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0817>

<郵送の場合>

〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13 伊予鉄三町ビル2階
「医療・福祉施設食材費高騰対策応援金」事務局 宛

【業務委託】

申請に係る受付、審査、支払、コールセンター運營業務は、伊予鉄総合企画株式会社に委託して実施します。

医療・福祉施設食材費高騰対策応援金（以下「応援金」という。）は、医療・福祉施設食材費高騰対策応援金支給要綱（以下「支給要綱」という。）に定めるほか、この要領により支給するものとします。

1 趣旨

物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を著しく受けながらもサービス維持に向け運営を続けている医療施設、児童福祉施設、障がい福祉施設、高齢者福祉施設及び救護施設（以下「医療・福祉施設」という。）を対象として、応援金を支給するものです。

2 支給対象者

1 対象施設

応援金の支給対象は、次のいずれにも該当する施設とします。

- (1) 所在地が愛媛県内にあり、令和5年8月17日時点で運営中の別表に掲げる施設
- (2) 令和5年4月から同年6月までの毎月又は特定の月に、給食費の全部又は一部を負担し、食事を提供した医療・福祉施設

2 対象外施設

- (1) 上記1(2)の対象期間において、施設が給食費の負担を一切していない場合
- (2) 次のいずれかに該当する者が設置する施設
 - ① 県又は市町
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ③ 県税に未納がある者
 - ④ 上記のほか、応援金の趣旨・目的に照らして適当でないこと知事が認めたもの

3 支給額

別表に基づき、次のとおりとします。

1 入所（入院）施設

施設ごとに、1定員（1病床）につき3千円

2 通所施設

施設ごとに、1定員につき1千円

4 申請手続

1 受付期間

令和5年8月17日(木)～令和5年9月22日(金)

WEB申請の場合：9月22日17時までの受付

郵送の場合：9月22日までの消印有効

2 申請書等

申請書類			
	様式	書類名	注意事項
①	支給要綱様式 第1号	医療・福祉施設食材 費高騰対策応援金 申請書	<ul style="list-style-type: none">提出方法はWEB申請又は郵送に限ります。振込先の口座名義人は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。必ず申請者名義の口座を指定してください。 (※法人の場合は当該法人、個人事業主の場合は当該個人の口座に限ります。)
②	—	振込先がわかる書 類(預金通帳等)の 写し	<ul style="list-style-type: none">通帳の表紙と裏の見開き(カタカナでの名義・口座番号等が記載されている部分)の写しを添付してください。WEB申請での提出の場合は、写真データによる提出可

※申請書様式は、愛媛県ホームページ (URL: <https://www.pref.ehime.jp/h20100/syokuzaikoutoutaisaku-ouenkin.html>) からダウンロードしてください。

3 提出先・提出方法

WEB申請又は郵送により、次の宛先まで提出してください(持参不可)。

なお、WEB申請による提出の場合は、申請書の押印を省略できます。

【WEB申請の場合】※押印不要

下記いずれかの方法により専用ページにアクセスし申請

①愛媛県ホームページ「医療・福祉施設食材費高騰対策応援金について」の「WEB申請はこちら」リンクをクリック

②WEB申請ページのURLを入力

<https://ehime-iryofukushi.form.kintoneapp.com/public/web-shinsei-0817>

【郵送の場合】※押印必要

(提出先) 〒790-0914

愛媛県松山市三町三丁目12-13

伊予鉄三町ビル2階

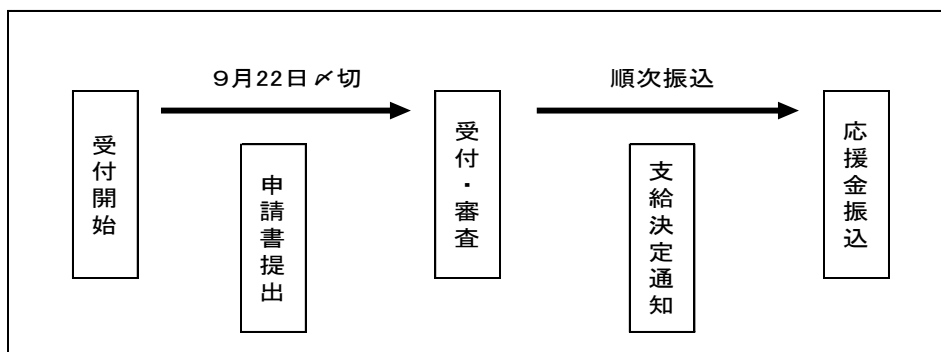
「医療・福祉施設食材費高騰対策応援金」事務局 宛

4 審査・振込

事務局による審査の結果、応援金を支給する旨を決定したときは、後日、支給決定通知を発送のうえ、指定の口座へ振り込みます。

なお、申請書類に不備があった場合は、事務局から申請者へ連絡しますので、早急な修正をお願いします。

【審査の流れ】



5 その他

- ・申請は、1施設につき1回限りです。
- ・1法人で複数の施設を運営している場合は、まとめて1回で申請してください。

5 その他

- 1 応援金支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、応援金の支給決定の全部又は一部を取り消し、応援金を返還いただきます。
- 2 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じコピー等をお手元に保管ください。
- 3 申請により得られた情報は、応援金支給業務以外に使用することはありません。

別表：支給単価表

区分	対象施設	支給単価
医療施設 ※保険医療 機関に限る。	【入院施設】	
	病院、有床診療所	1 病床につき 3 千円
児童福祉 施設	【入所施設】	
	児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム	1 定員につき 3 千円
	【通所施設】	
	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設	1 定員につき 1 千円
障がい福祉 施設 ※基準該当、 共生型障害 福祉サービ ス事業所を 含む。	【入所施設】	
	施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、短期入所	1 定員につき 3 千円
	【通所施設】	
	療養介護、生活介護、自立訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス	1 定員につき 1 千円
高齢者福祉 施設 ※医療機関 のみなし指 定を除く。	【入所施設】	
	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	1 定員につき 3 千円
	【通所施設】	
	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 定員につき 1 千円
救護施設	【入所施設】	
	救護施設	1 定員につき 3 千円

(注) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限り。